

## 【 人事取扱規則 】

(総則)

第1条 運営委員会規則第10条に基づき人事取扱規則を定める。派遣職員の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、管理者の要件、派遣社員の交代等について定めることにより、派遣職員の適正かつ公平な人事配置及び人事管理を確保することを目的とする。

(派遣職員の範囲)

第3条 この規則にいう派遣職員とは、工事の施工に当たるため各構成員から工事事務所に派遣される者（日々雇入れられる者を除く。）をいう。

(管理者の要件)

第4条 工事事務所における所長等の管理者について必要とされる要件は次のとおりとする。

- 一 所長 技術職員として〇〇年以上の実務経験を有する者であって、工事現場で所長、副所長、工務長のいずれかの実務経験を有する者（注－1）
- 二 副所長 技術職員として〇〇年以上の実務経験を有する者であって、工事現場で副所長、工務長のいずれかの実務経験を有する者（注－2）
- 三 工務長 技術職員として〇〇年以上の実務経験を有する者であって、工事現場で工務長、工務主任、工務係のいずれかの実務経験を有する者
- 四 事務長 工事現場で事務長、事務主任、事務係のいずれかの実務経験を有する者

(派遣職員の交代)

第5条 所長は、次に該当する派遣職員の交代を所属構成員に求めることができる。

- 一 病気欠勤〇〇日以上又は事故欠勤〇〇日以上にわたる者
- 二 所属構成員の都合により、継続して〇〇日以上にわたり工事事務所勤務ができない者
- 三 無断欠勤の多い者
- 四 その他共同企業体の業務運営につき著しく不相当と認められる者

(所長の遵守事項)

第6条 所長は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 派遣職員を公平に取り扱うこと
- 二 良好な職場環境の形成に努め、派遣職員の健康管理に十分配慮すること
- 三 各構成員に対し、派遣職員の勤務状況等人事管理上の事項について公平な報告を行うこと
- 四 各構成員の諸規則、給与等の機密の保持に万全を期すること

(各構成員の遵守事項)

第7条 各構成員は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 共同企業体からの要請に適した職員を派遣すること

- 二 派遣職員に対し、共同企業体の諸規則を周知徹底させること
- 三 派遣職員を共同企業体の組織に服務させること
- 四 共同企業体に対し、各構成員の就業規則その他の人事関係諸規則及び派遣職員に関する経歴書を提出すること
- 五 第5条に基づく所長の要請に適正に対処すること

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ ㊟

#### 注解

(注一) 技術職員とは、少なくとも建設業法第26条第1項の主任技術者となり得る者をいう。

(注二) 副所長については、運営委員会の協議に基づき、事務職員がこれに当たることも考えられる  
この場合は、副所長について必要とされる別の要件を定めるべきである。